

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年6月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900084号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年11月11日から昭和61年1月25日まで

私は、請求期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る退職届の日付は、昭和60年11月10日であることが確認できる上、雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間においてA社に勤務していないことが認められる。

また、請求者から提出された昭和60年12月分給与明細書によると、年末調整の還付金額が記載されているのみで、給与額及び厚生年金保険料控除額の欄は空白である上、事業主は、当時の賃金台帳等の資料を保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について、確認することができない。

さらに、A社において、請求期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有する10人の同僚に照会したが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。